

東日本大震災農業生産対策交付金実施要綱の制定について

〔 2 3 生 産 第 7 2 0 号
平 成 2 3 年 5 月 2 日
農林水産事務次官依命通知 〕

改正 平成23年9月1日 23生産第4223号
改正 平成23年12月6日 23生産第5174号
改正 平成24年4月6日 23生産第6150号
改正 平成25年5月16日 25生産第347号
最終改正 平成26年4月1日 25生産第3397号

東日本大震災農業生産対策交付金について、この度、東日本大震災農業生産対策交付金実施要綱が別紙のとおり定められたので、御了知の上、本交付金の実施につき、適切な御指導をお願いする。

以上、命により通知する。

東日本大震災農業生産対策交付金実施要綱

第1 趣 旨

東日本大震災からの農業生産の復旧等のためには、共同利用施設の復旧並びに営農用資機材及び農業用機械の確保と併せて、産地における生産力、供給力の回復や消費者の信頼回復、被災による営農環境の変化に対応するための新たな高付加価値化、低コスト化に向けた取組への支援が必要である。

このため、26年産以降の速やかな農業生産の復旧等を図るための特別措置として、東日本大震災農業生産対策交付金による対策（以下「本対策」という。）を実施する。

第2 対策の実施等

1 対策の実施方針

本対策は、農業生産の復旧等に向け、地域の実情に応じて2に定める取組を適切に実施するとともに、各種関連対策との連携を図るものとする。

2 対策の取組方向及び内容

本対策で実施する取組方向は、第1の趣旨に対応したものとし、その具体的なメニュー、事業実施主体、採択要件及び交付率は、別表に掲げるとおりとする。

なお、事業実施主体が設定する成果目標の基準及び目標年度は、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が別に定めるとおりとする。

ただし、復旧等に関し、生産局長が特に必要と認める場合にあっては、別表に定めるもののほか、緊急に事業を実施することができるものとする。

3 事業費の低減

本対策を実施する場合は、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとする。

4 費用対効果分析

事業実施主体は、整備事業（別表のメニューの欄に定める整備事業をいう。以下同じ。）を実施する場合は、投資に対する効果が適正か否かを判断し、投資が過剰とならないよう、投資効率等を十分に検討し、整備する施設等の導入効果について、生産局長が別に定めるところにより費用対効果分析を行うものとする。

5 地域提案

都道府県知事は、地域の農業生産の復旧等を達成する観点から、別表のメニューの欄に示された事業の具体的な取組内容以外に、地域として独自の取組（以下「地域提案」という。）を実施できるものとする。

ただし、推進事業（別表のメニューの欄に定める推進事業をいう。以下同じ。）に係る地域提案は、交付の対象外とする。

第3 対策の実施等の手続

- 1 事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、都道府県知事に提出するものとする。
- 2 都道府県知事は、1により提出された事業実施計画及び自らが事業実施主体となる事業の内容を踏まえ、生産局長が別に定めるところにより、都道府県事業実施計画（以下「都道府県計画」という。）を作成し、地方農政局長等（北海道にあっては生産局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県の区域を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出し、その成果目標の妥当性について、地方農政局長等と協議を行うものとする。
- 3 都道府県知事は、2の提出を行う際に、当該都道府県計画に地域提案が含まれる場合又は別表の事業実施主体の欄に定める特認団体（以下「特認団体」という。）若しくは都道府県が事業実施主体である場合は、事業実施計画の内容についても、生産局長が別に定めるところにより、地方農政局長等と協議を行うものとする。
- 4 地方農政局長等は、2及び3の協議を受けた場合は、協議の内容を検討するため、必要に応じ関係部局で構成する検討会を開催し、公平性の確保に努めるものとする。
- 5 都道府県知事は、成果目標の達成に資する場合には、本対策の範囲内で、都道府県計画の取組内容等を変更することができるものとする。
ただし、以下に掲げる事業内容を変更する場合にあっては、2に準じた手続を行うものとする。
 - （1）成果目標の変更
 - （2）特認団体又は都道府県が実施する事業内容の変更
 - （3）地域提案の事業内容の変更

第4 対策の実施期間

本対策の実施期間は、原則として平成26年4月1日から平成27年3月31日までとする。

第5 国の助成措置

- 1 国は、予算の範囲内において、本対策の実施、指導等に必要な経費について、別に定めるところにより交付金を交付するものとする。
- 2 交付金の交付を受けた都道府県知事が市町村に対して交付金を交付する場合には、本要綱に準じて、市町村の自主性を活かした農業生産の復旧等のための施策の展開を尊重した方法により交付するよう努めるものとする。

第6 事業実施状況の報告等

- 1 事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、目標年度における事業実施状況報告を作成し、都道府県知事に報告するものとする。ただし、鳥獣被害防止対策関係（別表のメニューの欄に定める1の（2）鳥獣被害防止活動

及び2の(7)鳥獣被害防止施設をいう。)にあっては、事業実施年度における事業実施状況報告を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

なお、都道府県知事は、必要に応じ、本対策の実施年度から目標年度までの間、事業実施主体に事業実施状況の報告を求めることができるものとする。

- 2 都道府県知事は、1の事業実施主体からの事業実施状況の報告を受けた場合には、その内容について点検し、必要に応じ、当該事業実施主体を指導するものとする。
- 3 都道府県知事は、1の事業実施主体からの事業実施状況の報告について、生産局長が別に定めるところにより地方農政局長等に報告するものとする。

第7 対策の評価

事業実施計画に定められた成果目標の達成状況について、次に掲げる方法で事業評価を行うものとする。

- 1 事業実施主体は、事業実施計画の目標年度の翌年度において、事業実施計画に定められた目標年度の成果目標の達成状況について、別に定めるところにより自ら評価を行い、その結果を都道府県知事に報告するものとする。
また、生産局長が別に定める事業を実施する場合には、中間的な事業評価を行い、その結果を都道府県知事に報告するものとする。
- 2 都道府県知事は、1の事業実施主体からの報告を受けた場合には、その内容を点検評価し、その結果を地方農政局長等に報告するとともに、必要に応じこの評価結果を踏まえ、事業実施主体を指導するものとする。
- 3 地方農政局長等は、2の都道府県知事からの報告を受けた場合には、内容を点検評価し、遅滞なく関係部局で構成する検討会を開催し、成果目標の達成度等の評価を行うこととし、必要に応じ、この評価結果を踏まえ、都道府県知事を指導するものとする。
なお、当該評価結果を生産局長に報告するものとする。
- 4 事業評価を行った事業実施主体、都道府県知事、地方農政局長等及び生産局長は、その結果を公表するものとする。

第8 推進指導等

- 1 都道府県知事は、本対策の効果的かつ適正な推進を図るため、市町村及び農業団体等関係機関との密接な連携による推進体制の整備を図り、本対策の実施についての推進指導に当たるものとする。
- 2 対策の適正な執行の確保
 - (1) 都道府県知事は、本対策の適正な執行を確保するため、実施手続等について、必要に応じ、別に定めるところにより、事業実施主体を指導するものとする。
 - (2) 都道府県は、本対策の関係部局以外の者の意見を聴く体制を整えるものとする。ただし、他の方法により本対策の適正な執行が確保される場合は、この限りではない。

第9 他の施策等との関連

本対策の実施に当たっては、他に講じられる東日本大震災からの農業生産の復旧等対策並びに次に掲げる施策等との関連及び活用に配慮するものとする。

- 1 水田農業構造改革対策に基づく施策
- 2 野菜の構造改革対策に基づく施策
- 3 果樹産地構造改革の推進に関する施策
- 4 農業技術の開発普及及び農業機械の効率的利用に関する施策
- 5 農畜産物の需給の調整のための施策
- 6 環境保全型農業の推進に関する施策
- 7 株式会社日本政策金融公庫資金（沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫資金）等農業金融に関する施策
- 8 男女共同参画社会の形成に関する施策
- 9 食品の流通部門の構造改善を促進するための施策
- 10 軽種馬経営と他の農業部門との複合化又は他の農業部門への転換に関する施策
- 11 耕作放棄地解消対策の推進に関する施策
- 12 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する施策
- 13 地球温暖化対策の推進に関する施策

第10 委任

本対策の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、生産局長が別に定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年5月2日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年12月6日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成24年4月6日から施行する。
- 2 平成23年度までに事業を実施した地区については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この改正は、平成25年5月16日から施行する。

- 2 平成24年度までに事業を実施した地区については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度までに事業を実施した地区については、なお従前の例により取り扱うものとする。

別表（第2関係）

メニュー	事業実施主体	採択要件	交付率
1 推進事業 (1) リース方式による農業機械等の導入 (2) 鳥獣被害防止活動 (3) 生産資材の導入等 (4) 放射性物質の吸収抑制対策 (5) 農地生産性回復に向けた取組 (6) 低コスト・省力化技術等の導入支援 (7) 品目転換等に係る試験栽培及び販路開拓への支援 (8) 農業生産工程管理（GAP）の導入 (9) 農業系副産物循環利用体制再生・確立 (10) 自給飼料生産・調製再編支援 (11) 家畜改良体制再構築支援 (12) 落ち葉等有機質資材利用再開支援 (13) 公共牧場再生利用推進事業 2 整備事業 (1) 耕種作物小規模土地盤整備 ア ほ場整備 イ 園地改良 ウ 優良品種系統等への改植・高接 エ 暗きょ施工 オ 土壌土層改良 (2) 飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備 ア 飼料作物作付条件整備 イ 放牧利用条件整備 ウ 水田飼料作物作付条件整備 (3) 耕種作物共同利用施設整備 ア 共同育苗施設 イ 乾燥調製施設 ウ 穀類乾燥調製貯蔵施設 エ 農産物処理加工施設 オ 集出荷貯蔵施設 カ 地域食材供給施設 キ 産地管理施設 ク 用土等供給施設 ケ 農作物被害防止施設 コ 農業廃棄物処理施設 サ 生産技術高度化施設 シ 種子種苗生産関連施設 ス 有機物処理・利用施設	1 メニューの欄の1の(1)、(3)から(8)、(10)、(11)、(13)及び2の(1)から(5)までの事業実施主体は、次に掲げる者とする。 (1) 都道府県 ただし、飼料増産の取組を対象として事業を実施する場合にあっては、生産局長が別に定める飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備、自給飼料関連施設、自給飼料生産・調製再編施設整備に限るものとする。 (2) 市町村 (3) 農業協同組合中央会 (4) 農業協同組合連合会 (5) 農業協同組合 (6) 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。） (7) 土地改良区 (8) 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8第1項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。） (9) 農事組合法人以外の農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。以下同じ。） (10) 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する団体をいう。以下同じ。） (11) その他農業者の組織する団体（生産局長が別に定めるものをいう。） (12) 消費者団体及び市場関係者（生産局長が別に定めるものをいう。以下同じ。） ただし、野菜に係る産地管理施設の整備に限るものとする。 (13) 事業協同組合連合会及び事業協同組合（「中小企業等協同組合法」（24年法律第181号）第3条第1号に規定する法人をいう。） ただし、リース方式による農業機械等の導入のうち牛肉保管等施設並びに畜産物処理加工施設のうち産地食肉センター及び食鳥処理施設並びに自給飼料関連施設のうち地域未利用資源飼料利用施設の整備に限るものとする。 (14) 食品事業者 被災地の農畜産物を主たる原料とし、利用する場	1 メニューの欄の1及び2の(1)から(6)までの採択要件は、次に掲げるすべての要件を満たすこと。 (1) 受益農家及び事業参加者が、原則として5戸以上であること。 (2) 要綱第2の2の成果目標の基準を満たしていること。 (3) 生産局長が別に定める要件等を満たしていること。 (4) 整備事業を実施する場合（生産局長が別に定める場合を除く。）にあっては、当該施設等の整備によるすべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること。 ただし、総事業費が5千万円以上のものに限る。 (5) 共同利用施設を設置する場合にあっては、原則として、総事業費が5千万円以上であること。	交付金の交付率は、定額（事業費の1／2以内（ただし、生産局長が別に定める場合にあっては、生産局長が別に定める率又は額以内））とする。

セ バイオディーゼル燃料製造供給施設 (4) 畜産物共同利用施設整備 ア 畜産物処理加工施設 イ 家畜市場 ウ 家畜飼養管理施設 エ 自給飼料関連施設 オ 家畜改良増殖関連施設 カ 離農跡地・後継者不在経営施設 キ 家畜排せつ物利活用施設 (5) 自給飼料生産・調製再編施設整備 ア 粗飼料等生産供給施設 イ 粗飼料等流通拠点施設	合に限る。 (15) 民間事業者 地域の未利用又は低利用有機資源の肥料化を対象とした地域資源肥料化処理施設の整備に限るものとし、生産局長が別に定めるものをいう。 (16) 都道府県知事が地方農政局長等と協議して認める団体（以下「特認団体」という。） 2 メニュー欄の1の(2)の事業実施主体は、生産局長が別に定める協議会等とする。 3 メニュー欄の1の(9)及び2の(6)の事業実施主体については、事業実施主体の欄の1の(1)から(16)までに掲げる者及び生産局長が別に定める協議会とする。 4 メニュー欄の1の(12)の事業実施主体については、事業実施主体の欄の1の(1)から(5)までに掲げる者及び生産局長が別に定める協議会とする。		
(6) 農業系副産物循環利用体制再生・確立施設整備 ア 家畜排せつ物等処理施設 イ 剪定枝等処理設備 ウ 放射性物質検査設備			
(7) 鳥獣被害防止施設	生産局長が別に定める協議会等とする。	次に掲げるすべての要件を満たすこと。 (1) 受益戸数が3戸以上であること。 (2) 生産局長が別に定めるところにより施設の耐用年数が一定年数を超えること。 (3) 当該施設の整備によるすべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること。	